

かかりつけ医ってなに？

**健**

健康に関する何を何でも相談できる、身近で頼りになる医師のことです。

家族が診てもらっている医師でも、自分の健康のことなどを相談できるのであれば、かかりつけ医といえます。

どの医療機関・どの診療科の医師でも、自身が信頼できる医師ならば、それがかかりつけ医です。

どうしてもかかりつけ医をもつ必要があるの？

**イ**

インターネットなどで病気や症状、治療法などを調べられる時代ですが、その情報量は膨大です。自己判断で対応をすると、かえって重症化する心配もあります。

しかし、かかりつけ医なら、的確な診断やアドバイスをしてくれます。かかりつけ医は、日頃の自分の健康状態を把握しており、ちょっとした変化に気づきやすいため、病気の早期発見・早期治療が可能になります。



## かかりつけ医をもちましょう

■問合せ＝医療保険課 ☎(20)3024

まずはかかりつけ医に相談を！

**新**

型コロナウイルスやインフルエンザ感染への懸念から、受診する医療機関に迷ったり、医療機関を受診するべきか迷ったりするところがあると思います。かかりつけ医なら、受診を控えるべきか否かの相談に乗ってくれたり、発熱している患者の診療や検査が可能な医療機関を紹介してくれたりします。

受診するべき医療機関は医師が判断しますから、迷ったときは、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

どうやってみつければいいの？

**特**

定健診や歯科健診、がん検診や予防接種などの機会を利用して、医科・歯科医療機関を訪ねてみてください。コミュニケーションが取りやすいことは、かかりつけ医を決めるポイントの1つです。直接話をするので、自分の「健康パートナー」としての医師を見つけてみてください。

まずはお近くの医科・歯科医療機関へ！

### 教育委員に就任

次の方が11月1日付で、教育委員会委員に就任されました。

敬称略

（委員）伊藤 弘教（新任）  
問教育総務課 ☎(20)3106

### 農業用免税証の交付について

トラクター、コンバインなど軽油を燃料とする農業用機械を使用している方は、耕作面積に応じて、軽油引取税が免税になる場合があります。

継続して免税証の交付を希望される方は、次のとおり申請してください。

なお、初めての方や変更がある方は、安足県税事務所までお問い合わせください。

▶申請期間 令和3年1月7日（木）～8日（金）

▶申請会場 県庁安蘇庁舎201会議室（堀米町607）

▶必要書類 ①免税軽油使用者証、免税軽油の引取り等に係る報告書、免税軽油を購入した納品書など（写し可）、印鑑

問同所課税課 ☎(23)1458

**国民年金保険料は全額が「社会保険料控除」の対象です！**

■問合せ＝ねんきん加入者ダイヤル(ナビダイヤル) ☎ 0570(003)004

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・住民税の社会保険料控除の対象になります。

控除の対象となるのは、令和2年1月から12月までに納めた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、自身の保険料だけではなく、家族(配偶者や子どもなど)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、令和2年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から令和2年中に国民年金保険料を納付された方には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。

送付スケジュールは、次のとおりです。

| 発送時期 | 対象者                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 11月  | 1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方                                           |
| 2月   | 10月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方<br>※1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は除きます |

**さの合同就職支援会  
求人情報誌の配布**

さの合同就職面接会に代わり、求人情報誌を配布しています。この情報誌をお持ちいただくことで、情報誌専用求人に応募することができ、(早期終了の場合あり)。

▼募集予定期間 12月1日(火)

▼令和3年1月31日(日)

▼対象 一般求職者・大学等新規卒業予定者

▼参加企業 市内企業23社

▼配布場所 佐野市役所、ハローワーク佐野、ほか市内公共施設など

問 産業立市推進課 ☎ (20) 3040

**家畜(ペットも含む)などを飼養されている方へ**

●家畜を飼養されている方

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥および七面鳥の所有者は毎年、家畜の飼養状況を県に報告する義務があります。新しく飼い始めた場合は速やかに県南家畜保健衛生所にご連絡ください。愛玩動物(ペット)として飼養する

る場合も報告が必要です。

●豚・いのししを飼養されている方

栃木県内で飼養されている豚(ミニブタ、マイクロミニブタを含む)・いのししには、豚熱ワクチン接種が義務付けられています(令和2年2月から開始)。

●めん羊・山羊を飼養されている方

12カ月齢以上で死亡または神経症状などの異状を呈して死亡しためん羊・山羊・鹿(と畜は除く)は、伝達性海綿状脳症(TSE)の検査が義務付けられています。

詳細は同所にお問い合わせください。

問 同所 ☎ 0282(27)3611

**「ながら見守り」にご協力を！**

「ながら見守り」とは、通勤しながら・犬の散歩をしながらなど、日常生活を普段通りに送りながら、防犯の視点を保持して地域や子どもを見守る防犯活動です。

地域に多くの人の目があることが、犯罪抑止につながります。「ながら見守り」で、

みんなで無理なく、安全で安心なまちをつくりましょう。

問 危機管理課 ☎ (20) 3056

**12月4日～10日は佐野市  
人権対策推進市民運動強  
調週間です**

「思いやりの心」や「かけがえない命」について、もう一度考えてみませんか？

●小中学生人権啓発ポスター展・小学生人権書道展

▼日時 12月4日(金)～7日(月) 午前9時～午後5時※4日のみ午後1時～5時

▼会場 市役所1階市民活動スペース

問 人権・男女共同参画課 ☎ (61) 1140

**マイナンバーカード臨時  
交付窓口の開設について**

▼期間 12月～令和3年3月の第2、第4日曜日

▼時間 午前9時～午後1時

▼会場 市民課(1階)

※交付通知の交付場所が各行政センターと記載されている方は、受取希望日の4営業日前までに受取場所変更の申し出が必要です。

問 市民課 ☎ (20) 3016

